

鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（新旧対照表）

第1 鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（平成27年1月5日付第201400143669号鳥取県福祉保健部長通知）の一部を次のとおり改正する。

改正後									改正前								
第1条～第15条 略									第1条～第15条 略								
別表(第3条、第4条、第5条、第8条、第11条関係)									別表(第3条、第4条、第5条、第8条、第11条関係)								
1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9
事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	重要な変更	申請添付書類	実績添付書類	事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	重要な変更	申請添付書類	実績添付書類
略									略								
②	重度障がい者・難病患者等居宅ににおける医療の提供	社会医療法人同愛会博愛病院	重度障がい者・難病患者を対象とするグループホームの整備のために必要な設備整備費	県が必 要と認 めた額	1/ 2	・補助対象経費の増額 又は2割を超える減額 ・設備の用途が 変わる 変更 ・設備の機能が 同等未 満のも のへの 変更	様式第1号 様式第2 -4号 様式第3号 カタログ 見積書	様式第1号 様式第2-4号 様式第3号 契約書の写し 検収書の写し 支払を証明する書類 当該整備機器の写真	(新設)								
略									略								

③ 医療従事者のためのシミュレーションセンター整備事業	東部保健医療圏の医療従事者のためのシミュレーションセンター整備事業	鳥取県立中央病院	鳥取県立中央病院が設置するシミュレーションセンターに整備する医療技術訓練設備の整備費	県が必 要と認 めた額	1/ 2	・補助対象経費の増額 又は2割を超える減額 ・設備の用途が変わる変更 ・設備の機能が同等未満のものへの変更	様式第1号 様式第2-4号 様式第3号 カタログ 見積書	様式第1号 様式第2-4号 様式第3号 契約書の写し 検収書の写し 支払を証明する書類 当該整備機器の写真	(新設)								
略									略								

別記1～別記3 略

別記4

事業実施主体

地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める（1）に掲げる医療機関が行う（2）の事業を対象とする。

（1）略

①～③略

④ その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

※①及び②の救急医療に係る実績は、1月から12月までの1年間における実績とする。

なお、医療提供に関する実績については、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた診療報酬の臨時的な取扱いに準じるもの

別記1～別記3 略

別記4

事業実施主体

地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める（1）に掲げる医療機関が行う（2）の事業を対象とする。

（1）略

①～③略

④ その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

※①及び②の救急医療に係る実績は、1月から12月までの1年間における実績とする。

（新設）

とする。

※交付にあたっては、次の（１）～（４）のいずれも満たすこと。

（１）略

（２）月の時間外・休日労働が80時間を超える医師を雇用している若しくは雇用を予定している医療機関で、労働基準法第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えていること又は全員若しくは一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していること。

ただし、他の医療機関へ医師派遣を行うことによって当該派遣される医師の労働時間が、やむを得ず長時間となる医療機関については、年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結や締結の検討を行うことについての要件は適用しない。

（３）2024年までに

- ・ B水準、連携B水準の指定を予定している医療機関（各水準に求められている条件を満たす医療機関に限る。）については、各水準の対象となる業務に従事する医師は、年の時間外・休日労働時間が1860時間以下、それ以外の医師は年の時間外・休日労働時間が960時間以下
- ・ 前記以外の医療機関については、年の時間外・休日労働時間が960時間以下となるよう次の①・②に留意し、当該保険医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。

①～② 略

（４）略

※交付にあたっては、次の（１）～（４）のいずれも満たすこと。

（１）略

（２）月の時間外・休日労働が80時間を超える医師を雇用している若しくは雇用を予定している医療機関で、労働基準法第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えていること又は全員若しくは一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していること。

（新設）

（３）2024年までに

- ・ （B）水準指定を予定している医療機関（（B）水準医療機関に求められる医療機能を満たす医療機関に限る。）については、（B）水準対象業務に従事する医師については、年の時間外・休日労働時間が1860時間以下、それ以外の医師については年の時間外・休日労働時間が960時間以下
- ・ 前記以外の医療機関については、年の時間外・休日労働時間が960時間以下となるよう次の①・②に留意し、当該保険医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。

①～② 略

（４）略

補助対象経費 略

基準額

当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している稼働病床数（療養病床除く。事業実施主体（1）③において「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神科病床の稼働病床数とする。）1床当たり、133千円を標準単価とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とし、経費に対してそれぞれ別表の6の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない額とする。

ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。

※ 令和2年度に当該事業を実施していない医療機関においては、令和3年度に限り、基準額を2倍まで可とする。

※ 基準額に関する規定のうち、「当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している稼働病床数（療養病床除く。事業実施主体（1）③において「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神科病床の稼働病床数とする。）」と記載のある箇所については、「当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数（療養病床除く。事業実施主体（1）③において「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神科病床の最大使用病床数とする。）」と読み替える。

補助対象経費 略

基準額

当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している稼働病床数（療養病床除く。事業実施主体（1）③において「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神科病床の稼働病床数とする。）1床当たり、133千円を標準単価とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とし、経費に対してそれぞれ別表の6の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない額とする。

ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。

※ 令和2年度に当該事業を実施していない医療機関においては、令和3年度に限り、基準額を2倍まで可とする。

（新設）

第2 様式第2-56号（1）及び第2-56号（2）を別添のとおり改正する。

附 則

1 この要綱は、令和4年10月18日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。